

36協定をはじめとする労働関係法令への適切な対応を「無料相談」にて支援します

当協会では、昨年度に引き続き、愛知労働局から「平成31年度36協定未届事業場に対する相談支援事業」を受託しています。この一環として、36協定（時間外・休日労働に関する協定）をはじめとする労働関係法令への適切な対応についてさらなる周知啓発を図るため、広く県内事業場を対象に「無料相談」を実施します。

ご質問・ご相談には専門家（社会保険労務士）が適切に回答します。この機会にぜひご利用ください。

【相談内容】

36協定をはじめとする労働関係法令への適切な対応に関する事項

【実施期間】

2020年1月6日（月）から3月13日（金）まで

【相談方法】

メールにてお願いしたいと思いますが、電話での相談も可能です。なお、電話相談は当協会の営業時間内（平日・9:00～17:25）とさせていただきます。

メール：36soudan-ark@airouki.or.jp 電話：052-218-7544

【回答方法】

メールとしますが、必要に応じ電話で補足する場合があります。

【回答期限】

メール受信後「5営業日」以内に回答します。なお、急ぎでの回答を希望される場合はその旨をメールに記載ください（ご希望に添えない場合もあります。）。